

国 土 交 通 省

四国地方整備局

〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
 TEL (087) 851-8061 (代表) FAX (087) 811-8401
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/>

○河川・道路関係

香川河川国道事務所 〒760-8546 高松市福岡町4-26-32
 TEL (087) 821-1561 FAX (087) 821-1726
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/>

土器川出張所 〒763-0082 丸亀市土器町東7-150
 TEL (0877) 22-8318 FAX (0877) 58-0593

善通寺国道維持出張所 〒765-0022 善通寺市稲木町字川原56
 TEL (0877) 62-1471 FAX (0877) 62-3083

高松国道維持出張所 〒761-8025 高松市鬼無町山口704-1
 TEL (087) 881-4317 FAX (087) 881-5727

四国技術事務所 〒761-0121 高松市牟礼町牟礼1545
 TEL (087) 845-3135 FAX (087) 845-3998
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/>

○公園関係

香川河川国道事務所公園課 〒766-0023 仲多度郡まんのう町吉野4243-12
 TEL (0877) 79-2933 FAX (0877) 79-3247
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/mannou/>

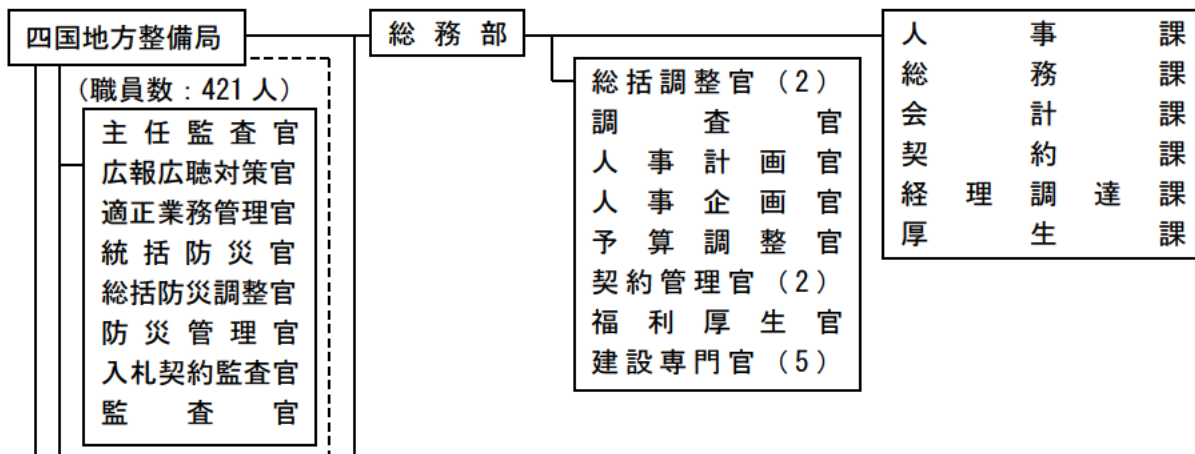
○港湾空港関係

高松港湾・空港整備事務所 〒760-0011 高松市浜ノ町72-9
 TEL (087) 851-5522 FAX (087) 826-1210
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>

坂出港分室 〒762-0002 坂出市入船町1-5-26
 TEL (0877) 46-0311 FAX (0877) 45-4689

高松港湾空港技術調査事務所 〒760-0017 高松市番町1-6-1 高松NKビル2階
 TEL (087) 811-5660 FAX (087) 811-5670
 (ホムペ-ジアドレス) <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/index.htm>

[組織及び職員数]



防災室
災害対策マネジメント室

次長(2)

企画部

企画調査官
技術企画官
環境調整官
技術調整管理官
技術開発調整官
事業調整官
工事品質調整官
総括技術検査官
技術検査官(3)
電気通信管理主査

企画課
広域計画課
技術管理課
施工企画課
情報通信技術課

建政部

建設産業調整官
都市調整官
住宅調整官
建設専門官(2)

計画・建設産業課
都市・住宅整備課

河川部

河川調査官
水政調整官
地域河川調整官
河川情報管理官
河川保全専門官
水災害対策専門官
建設専門官

水政課
河川計画課
地域河川課
河川工事課
河川管理課
水災害予報センター

道路部

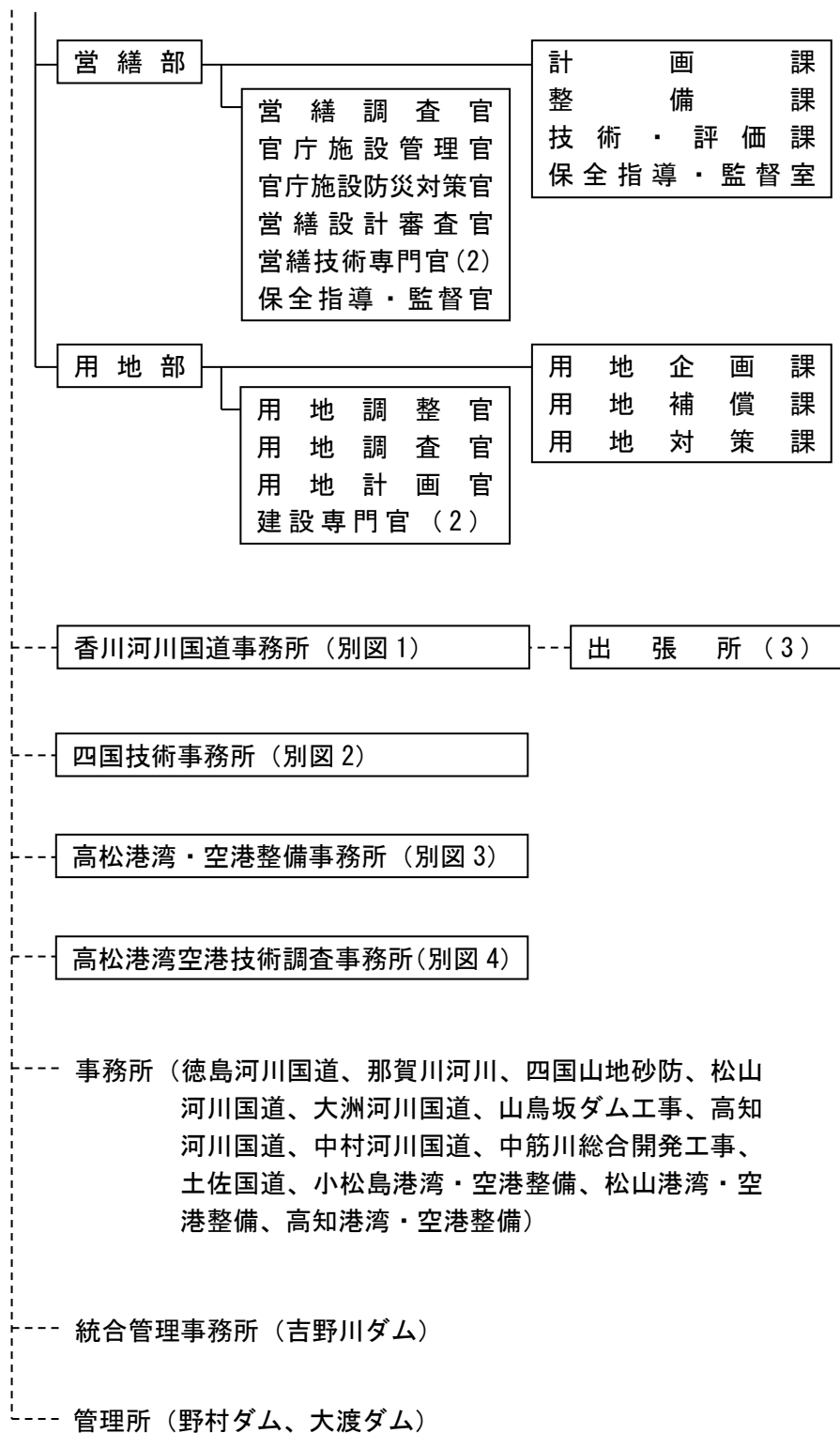
道路調査官
路政調整官
地域道路調整官
道路情報管理官
道路保全企画官
道路構造保全官
建設専門官(2)

路政課
道路計画課
地域道路課
道路工事課
道路管理課

港湾空港部

港湾空港企画官
計画企画官
事業企画官
技術審査官
港湾危機管理官
港湾高度利用調整官
港政調整官
品質検査官

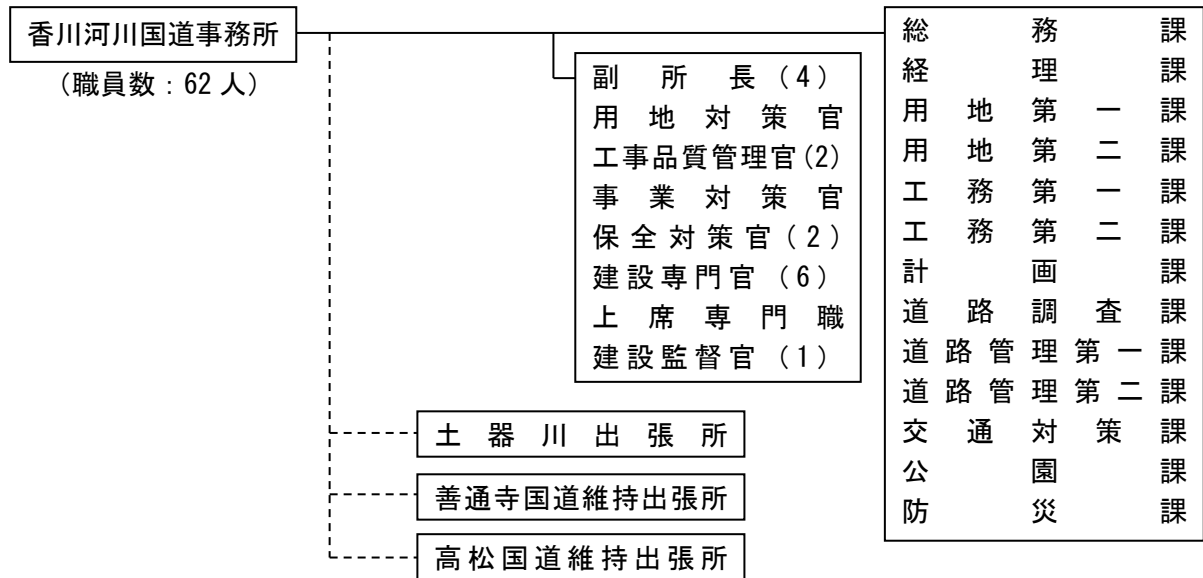
港政課
港湾管理課
港湾計画課
港湾事業企画課
港湾空港整備・補償課
海洋環境・技術課
港湾空港防災・危機管理課
クルーズ振興・港湾物流企画室
工事安全推進室
品質確保室



〔四国地方整備局〕

| | |
|---------------|---|
| 設置根拠 | 地方整備局 国土交通省設置法第 30 条、第 31 条、国土交通省組織令第 206 条 事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 出張所 地方整備局組織規則第 150 条 |
| 所掌事務 | 1 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進 2 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。） 3 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化 4 不動産の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化 5 都市計画、都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業、駐車場、下水道、公有水面の埋立て、干拓、運河、砂防及び水防 6 河川、水流、水面、海岸、道路及び港湾の整備、利用、保全その他の管理 7 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。 8 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げるものに限る。）並びに官公庁施設に関する指導及び監督 9 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。 |
| 管轄区域 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 情報公開・個人情報保護窓口 | 担当：四国地方整備局 総務部 総務課（8F 情報公開室） TEL（087）851-8061 （注）四国地方整備局及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。 |
| 各種相談・案内窓口 | 1 道の相談室 内 容：四国内の道路（高速道路、国道、県道、市町村道の何れにも対応可）に関するさまざまな相談（照会、苦情、要望） 受付窓口：①TEL（087）811-8460（有料）（平日の 9:30～17:00） ②FAX（087）811-8463（有料） ③インターネット受付 http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm また、上記以外でも道に関する相談を受け付けています。 （相談先は下記ホームページアドレス参照） http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm 2 海とみなとの相談窓口 内 容：四国地域の海とみなとに関する相談等 担 当：港湾空港部 港政課 TEL 0120-497-370（フリーダイヤル） 又は（087）851-8141 受付ホームページアドレス：四国地方整備局港湾空港部のホームページ 内で受付（ http://www.pa.skr.mlit.go.jp/ ） 受付時間：電話は平日の 9:30～17:00 |

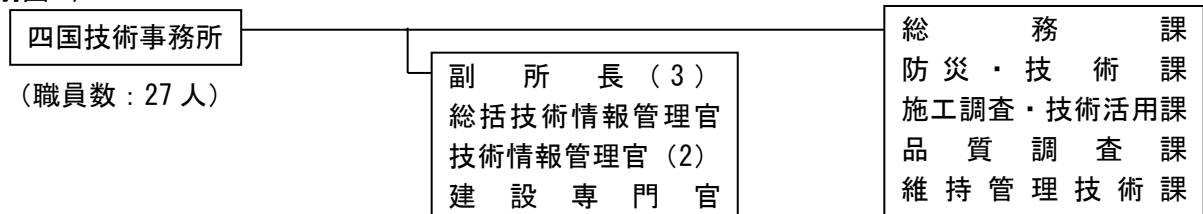
(別図 1)



〔香川河川国道事務所〕

| | |
|---------|---|
| 設 置 根 拠 | 河川国道事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 出 張 所 地方整備局組織規則第 150 条 |
| 所 掌 事 務 | 1 土器川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 2 香川県讃岐阿波沿岸及び燧灘沿岸の海岸の保全に関する調査 3 一般国道 11 号、30 号、32 号及び 319 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理 4 国営讃岐まんのう公園の整備及び維持その他の管理 5 香川県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督 |
| 管 轄 区 域 | 土器川、香川県讃岐阿波沿岸及び燧灘沿岸、香川県内の一般国道 11 号、30 号、32 号及び 319 号、国営讃岐まんのう公園、香川県の地域道路 |

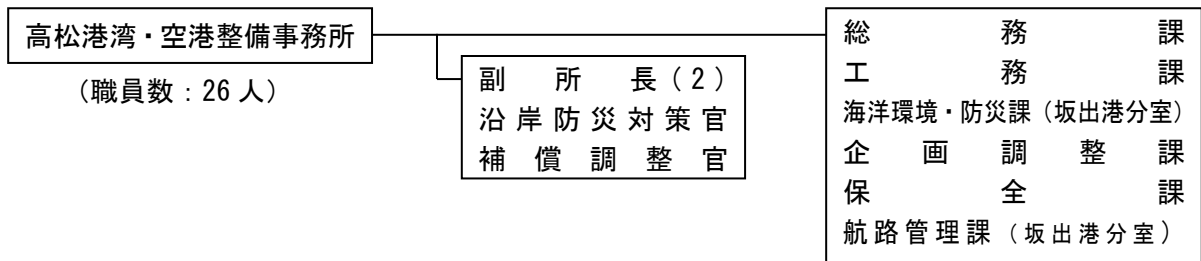
(別図 2)



〔四国技術事務所〕

| | |
|---------|---|
| 所 掌 事 務 | 1 土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工 2 建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理 3 土木工事用材料及び水質等の調査及び試験 4 土木技術に関する情報の収集及び管理 5 建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。） 6 公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整 7 地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督 |
|---------|---|

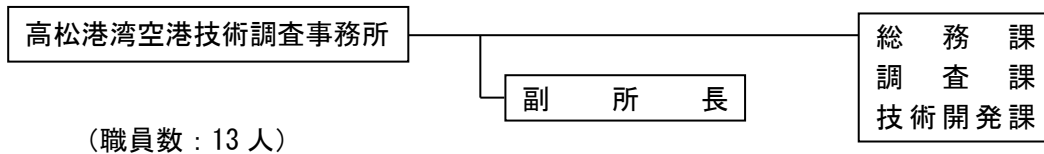
(別図 3)



〔高松港湾・空港整備事務所〕

| | |
|---------|--|
| 設 置 根 拠 | 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 |
| 所 掌 事 務 | 1 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務 2 航路の整備、保全及び管理に関する事務 3 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事務 4 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務 5 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する事務 |
| 管 轄 区 域 | 香川県（ただし、開発保全航路に関する事務については地方整備局組織規則第 140 条第 5 項に基づく別表第 6 に定める区域、緊急確保航路に関する事務については、同規則同条同項に基づく別表第 8 に定める区域、海洋汚染防除業務については同規則同条同項に基づく別表第 9 に定める区域） |

(別図 4)



〔高松港湾空港技術調査事務所〕

| | |
|---------|---|
| 設 置 根 拠 | 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 |
| 所 掌 事 務 | 1 港湾、航路及び港湾に係る海岸の整備及び保全に関する設計に関する事務 2 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する設計に関する事務 3 港湾、航路及び港湾に係る海岸の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務並びに空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する工事の用に供する船舶及び機器の整備に関する事務 4 工事等に関する試験、研究及び技術の開発並びに技術の指導及び成果の普及に関する事務 |
| 管 轄 区 域 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |